

「市町村共済の団体保険」のみなし入院に係る取扱いの変更について

現在、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設・自宅等で療養した場合で、「医療保障保険(基本・先進部分)」及び「入院医療費支援保険」に加入されている場合は、入院したものとみなして保険金等が支払われております。

このたび、以下のとおり取扱いが変更となりましたのでお知らせします。

1 支払対象者

「みなし入院」の支払対象者は、「重症化リスクが高い方のみ」となります。

(以下の4類型に該当する方)

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与
または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

2 支払対象日数の変更

	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/25以前	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/26以降
4類型に非該当	10日分	× (みなし入院に非該当)
4類型に該当	10日分	7日分

(問い合わせ先)

福祉課 Tel 086-225-7841